

届出のお願い

# 医師・歯科医師・薬剤師の 資格をお持ちの皆さまへ

本年は2年に1度の届出年です。

お近くの保健所へ

平成30年12月31日現在の状況をお知らせください。

**対象** 日本国内に居住する医師・歯科医師・薬剤師の方  
※ 現在、就労していない方も含みます。

**届出の期限** 平成31年1月15日（火）まで

Q & A

## Q 届出をしなければいけないのですか？

A 日本国内に居住する医師・歯科医師・薬剤師の方は、医師法、歯科医師法、薬剤師法により、2年に1度厚生労働大臣に届出をすることが義務づけられています。

## Q この届出はどのようなことに使われていますか？

A 「医師・歯科医師・薬剤師統計」として集計され、医療行政施策において、有効に活用されています。

また、届出票の活用に同意いただけただ届出票は、各都道府県において医師や薬剤師の確保対策等、歯科医師の適正配置の検討等に活用されています。

なお、2年ごとの届出を行わないと「医師等資格確認検索システム」及び「薬剤師資格確認検索システム」に氏名等が掲載されません。

## Q 届出票が手元にないのですがどこで入手できますか？

A 最寄りの保健所までお問い合わせいただくか、厚生労働省ホームページからダウンロードしてください。

▶ 厚生労働省ホームページ ホーム> 政策について> 分野別の政策一覧> 健康・医療> 医療  
> 医師・歯科医師・薬剤師の皆さまに届出のお願い

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/tp181016.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/tp181016.html)



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

